

郡山市告示第 号

次に掲げる者について、令和8年度市県民税・森林環境税納税通知書、市県民税・森林環境税賦課更正（決定）通知書及び郡山市納付書兼領収済通知書を発送したが、その住所・居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び郡山市税条例（昭和40年郡山市条例第39号）第6条の規定により公示送達する。

については、当該市県民税・森林環境税納税通知書、市県民税・森林環境税賦課更正（決定）通知書及び郡山市納付書兼領収済通知書を郡山市税務部市民税課において保管しているので、送達を受けるべき者からの申出があればいつでも交付する。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該市県民税・森林環境税納税通知書、市県民税・森林環境税賦課更正（決定）通知書及び郡山市納付書兼領収済通知書の送達があったものとみなす。

令和8年9月11日

郡山市長 椎根 健雄

氏 名	通知書番号	年度
DAVE DARSHANA	1 1 3 6 0 7 7 9	令和8年度
HA TRONG TRI	1 1 2 1 5 0 8 8	令和8年度
金森 隼	2 5 0 7 9 8 6	令和8年度